

(目的及び設置等)

第1条 災害時の避難場所及び防災機能を備えた拠点とするとともに、市民の交流の促進及び健康の増進を図るため、三鷹中央防災公園（以下「防災公園」という。）を設置する。

2 防災公園の設置及び管理については、都市公園法（昭和31年法律第79号）及び同法に基づく命令並びに三鷹市都市公園条例（昭和47年三鷹市条例第21号）に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(名称及び位置)

第2条 防災公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 三鷹中央防災公園

位置 三鷹市新川六丁目37番1号

(公園施設)

第3条 防災公園を構成する施設は、次に掲げるとおりとする。

(1) 広場

(2) 備蓄倉庫等の防災機能を有する施設

(3) 体育施設（以下「公園体育施設」という。）

2 前項第3号に掲げる公園体育施設は、三鷹市市民体育施設条例（昭和48年三鷹市条例第24号）に規定する三鷹市総合スポーツセンターとする。

3 公園体育施設の設置及び管理運営については、三鷹市市民体育施設条例の定めるところによる。

(指定管理者による管理)

第4条 防災公園は、その設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が管理を行うものとする。

2 指定管理者は、三鷹市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年三鷹市条例第13号）第4条第1号から第3号までのいずれにも該当するとともに、防災公園の適切な維持管理及び市民の交流の促進を図るために必要な能力及び実績を有するものとする。

(指定管理者が行う業務等)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務及び事業を行うものとする。

(1) 防災公園の維持管理に関する業務

- (2) 防災公園の使用の許可に関する業務
 - (3) 防災公園の使用料の徴収に関する業務
 - (4) 防災公園の設置目的を効果的に達成するために必要な事業
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- (行為の禁止)

第6条 防災公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が管理上又は公益上の理由により特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。

- (1) 営利行為をすること。
- (2) 防災公園を損傷し、又は汚損すること。
- (3) 竹木を伐採すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 自動車の乗入れ、又は駐停車すること。
- (7) その他管理上支障があると認められる行為をすること。

(使用の許可)

第7条 防災公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 展示会、競技会、集会その他これらに類する催しのため、防災公園の全部又は一部を独占して使用すること。
- (3) 業として写真又は映画等を撮影すること。

2 前項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

3 指定管理者は、第1項各号に掲げる行為が公衆の防災公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、前2項の許可をすることができる。

4 指定管理者は、第1項又は第2項の許可に、防災公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用の不許可)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 防災公園内の施設を損傷するおそれがあるとき。

(3) 管理上支障があるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が使用を不相当と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、防災公園の管理上必要があると認めるときは、防災公園の使用の許可をしないことができる。

(使用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、使用の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは防災公園からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第7条第4項に規定する使用の条件に違反したとき。

(3) 公益上の必要が生じたとき。

(4) 災害その他の事故により使用することができなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が使用を不相当と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、使用の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは防災公園からの退去を命ずることができる。

(使用料)

第10条 指定管理者は、第6条ただし書により第6条第1号の許可を受けた者又は第7条第1項若しくは第2項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、防災公園内の土地又は施設等（公園体育施設を除く。）を使用する場合は、別表に定める額の範囲内で、規則で定める使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、使用前に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、指定管理者が第5条第4号に掲げる事業を自主事業として行うときは、前条第1項の使用料を免除することができる。

2 前項に規定するもののほか、市長は、規則で定める特別の理由があるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、

その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡禁止)

第13条 使用者は、防災公園の当該使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更等の禁止)

第14条 使用者は、防災公園の施設に特別に設備を設けたり、変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、防災公園の施設及び設備の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第9条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用を停止されたときも、また同様とする。

(損害賠償の義務)

第16条 使用者は、防災公園の施設及び設備の使用に際して、これを損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(個人情報の取扱い)

第17条 指定管理者は、三鷹市個人情報保護条例（昭和62年三鷹市条例第29号）の定めるところにより、防災公園の管理に関し保有する個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他保有する個人情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。

2 防災公園の管理の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による防災公園の使用に係る手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(三鷹市都市公園条例の一部改正)

3 三鷹市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、市長が管理上又は公益上の理由により特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。

第3条第6号を同条第7号とし、同条第5号中「許可なくして」を削り、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 営利行為をすること。

第4条第1項第1号中「行商、募金」を「募金」に改める。

第5条の見出しを「(使用権の譲渡禁止)」に改める。

第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

(原状回復の義務)

第7条 都市公園を使用する者は、都市公園の施設及び設備の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用を停止されたときも、また同様とする。

(損害賠償の義務)

第8条 都市公園を使用する者は、都市公園の施設及び設備の使用に際して、これを損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

別表 (第10条関係)

種別	単位	金額
営利行為	(1) 屋外での使用にあつては、使用面積1平方メートルにつき1日	(1) 75円
募金その他これらに類する行為	(2) 屋内(公園体育施設を除く。)での使用にあつては、使用面積1平方メートルにつき1日	(2) 150円
展示会、競技会、集会その他これらに類する催し		
業として行う写真又は映画等の撮影	写真の撮影にあつては、1時間につき	1,900円
	映画等の撮影にあつては、1時間につき	17,300円

備考 使用面積が1平方メートル未満であるとき又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。